

現場からさまざまな報告

■京でシンポジウム

重い障害や病気・高齢のため、たんの吸引や胃ろうからの栄養注入などの「医療的ケア」の必要な人が増えてきた。医療的ケアは、学校や施設、在宅などさまざまな場面で、介護職員や教員たちが担っている。医師や看護師しか行えない医療行為との境界にあるグレーゾーンともいわれ、現場で行われている医療的ケアの一部だけが法制化された。京都市内で開かれたシンポジウム「どうなってるんねん 医療的ケア」では、法制化をめぐる現場の声が報告された。(尾古俊博)

まだ残るグレーゾーン

シンポはNPO法人・医療的ケアネットが開いた。杉本健郎理事長は基調講演で、医療的ケアの対象者は障害児・者が1万人強、難病などの成人が約2万人に比し、「高齢者は胃ろうだけで約60万人。しかも毎年10万人増えていくとされる」と指摘。今回の法制化が、厚生労働省を中心に進められた背景を説明した。医療的ケアは養護学校(特別支援学校)などで

研修、自治体間で格差

医療的ケアネットの篠原文浩理事は、京都府から昨年度委託された研修事業について報告した。受け持ったのは、「特定」の人のケアを担当する介護職員や教員の研修。府と話し合いを重ね、理解を得た結果、事業種別による制限や人数制限をし

不安の声、撤退事業者も

シンポの討論に参加した京都市内の高齢者施設では、今回の法制化に伴う「不特定多数」研修を受けたのは1人だけ。他の職員は昨年度までに「実質的違法性阻却」による研修を受け、ケアにあたってきた。この場合も府の認定でケアを続けられるが、国からの通達



シンポジウムでは医療的ケアの現状が報告された(5月27日、京都市南区)

医療的ケアの法制化 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正で、今年4月から、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員などが、医療的ケアの一部を行うことが法的に認められた。対象になる医療的ケアは「たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)」と、カテーテルを通して栄養を注入する「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう、経鼻)」。

介護職員の研修は各都道府県で行われ、ケアの対象となる人が「不特定多数」と「特定」で、講義や演習、実地研修の時間・内容が異なっている。また、人命を守るためやむを得ないなど「実質的違法性阻却」の位置づけで過去に研修を受けた介護職員も、都道府県の認定を受ければ引き続きケアに携わることができる。介護福祉士の養成施設では今後、医療的ケアが授業に順次組み込まれ、2016年春にその第1期生が誕生する。

シンポの討論に参加した京都市内の高齢者施設では、今回の法制化に伴う「不特定多数」研修を受けたのは1人だけ。他の職員は昨年度までに「実質的違法性阻却」による研修を受け、ケアにあたってきた。この場合も府の認定でケアを続けられるが、国からの通達が非常に遅れた。職員からは「4月以降、たんの吸引をしたら法に触れるのか?」という不安の声が上がったという。シンポの終盤、フロアからは、「医療的ケアの登録事業者になる手続きが煩雑なため、申請をあきらめ、医療的ケアから撤退したところがある」との発言もあった。

医療的ケア法制度